

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第25号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931 (10:00~16:00 月・水・金)
平成22年3月31日発行 第25号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

「神戸牛とかけて支援と解く」

全国知的障害者施設家族会連合会

副会長 南 守氏



皆さんは、神戸牛、丹波牛、豊後牛、松坂牛、オーギービーフ、アメリカ牛のビフテキ用に切られた肉片を目の前に並べられて、「これが神戸牛だ」と選べる自信はおありでしょ

うか？ 私などは、牛肉であれば何であれ喜んで食べる方なので、肉質の評価をすることなど、全くできなくて、女房から「今日は神戸牛ヨ」と言われれば、たとえそれが、特売していたオーギービーフであっても涎を垂らしながら、ありがたく食すると思います。

つまり、私には肉の色艶での選別力も肉質の評価力もないのです。ということは、女房はいつでも私を騙すことができるということになります。最近、「今日は高級肉ヨ」とよく聞きますので、ひよっとすると……。

余談はこれまでにして、この牛肉を施設の支援に置き換えてみてください。皆さんは、牛肉に対する私と違って、我が子らの施設支援の評価力に自信をお持ちでしょうか。ずいぶん前に牛肉の偽装事件がありました。あの事件は、偽装した会社社長が当然悪いのですが、なぜ、あの社長は偽装することを思いついたのでしょうか。それは、私のように牛肉の評価ができる人がほとんどいないことに気づいたからだといわれています。

では、施設支援も評価力がない人たちが入所していれば、偽装事件を起こした社長のように支援の偽装をすることを思いつく施設長がいてもおかしくありません。福祉マインドよりも収益に重きを置く施設が増えてきている昨今であればなおさらのことです。

評価力が低い顧客を抱えている会社ほど、偽装などの事件を起こすインセンティブ（誘引と訳すのでしょうか）が高まるのだと、最近聞いた経済学者の話です。

話は少し横道に外れますが、施設職員の「やる気」はどこから生まれると思います？ 良い支援をしようとするれば、一概には言えませんがどうしても職員を増やす必要があります。しかし、施設の収入（自立支援給付費）は、利用者の障害程度や人数によって決まりますので、職員が少ない施設も多い施設もほぼ同じ額となります。そのことから言えば、よい支援をしようとして職員を多くしている施設の賃金に廻せる額は、必然的に少ない職員の施設より低くなります。賃金だけでなく、良い支援をしようとするれば、職員には多くの業務が課せられることとなります。そこで、「賃金に見合わない労働」と言われたのです。

このような状況で職員に「やる気」を起こさすインセンティブはどこから生れるのでしょうか。今のところ「自分は良い仕事をしている」というプライドだけに頼っているのが現状だと思います。

前述しました適切な評価ができない利用者（家族）に囲まれ、プライドだけで「やる気」になっている職員の状況では、多分、職員の自己満足だけの支援に陥るものと思います。また、何気ない利用者（家族）のクレームによってプライドさえも砕け散ることが多く見られます。

良い支援を望むのであれば、家族などが支援の内容を正等に評価できる力を持ち、時には、「良い支援ですね、ありがとう。」という評価を言葉掛けすることが大事だと思います。

「評価力は大事です」

平成21年度 中央研修会

平成21年11月13日



障害者権利条約から見る 日本の福祉社会

～ 障害のある人が安心して暮らせる社会づくりをめざして ～

講師

日本障害者協議会
常務理事

藤井 克徳 氏

藤井先生は冒頭、平成21年10月30日に日比谷野外音楽堂内外に合計約1万人が集結して開催された「10・30フォーラム」に、長妻厚生労働大臣が自ら出席して「障害者自立支援法」の全面廃止を明言され「皆さんの尊厳を傷つけた。謝りたい。新しい法律を一緒に作っていきましょう」とスピーチされたことをVTRで紹介されました。新しい法律を作るのに当事者参画（本人、家族、事業を行っている関係者の参加）を呼びかけたのはとても大きな意義のあることです。

今日は①権利条約と日本の障害者福祉の関係 ②障害者自立支援法が新しい政権下でどうなっていくのか、この二つのポイントをわかる範囲でお話したい。条約とは二カ国以上で約束したルールで、一般の法律より上で、憲法より下です。日本では衆議院の過半数の多数決が必要です。1980年国連は障害者問題にちなんで、「障害者を締め出す社会はもろい社会だ」と言っています。1981年に各国が共通して障害者問題を議論し、「完全参加と平等」をテーマに国際障害者年が制定されました。

I. 障害者権利条約の概要と関連する動き

1. 採択の背景と経緯

1) 障害者権利条約はなぜ作られたのか

- ア すべての市民を対象とした普遍的権利を「障害」の視点から条約化
- イ 既存の人権条約との関連

2) 採択、発効までの経過

- ア 2001年の国連総会でメキシコ大統領が提唱
- イ 国連の中に特別委員会の設置（8回開催、一回の会期は2週間～3週間）
- ウ 2006年8月25日の第8回特別委員会で仮採択
- エ 2006年12月13日の第61回国連総会で採択（歴史的な日）
- オ 2007年3月30日に国連で署名開放（日本政府は07年9月28日に署名）
- カ 2008年5月3日に発効（08年4月3日に批准国が20カ国に達したことを受けて）



キ 国連に「障害者の権利に関する委員会」の設置

ク 第1回締約国会議の開催

※09年11月2日現在の締結（批准）国数は

71カ国

この権利条約は障害者だけの条約ではなくすべての世界人類のためにあり、みんなの問題として考えていこうということです。



2. なぜ条約が大切か

- 1) 障害分野に関する共通言語、共通のスケール（基準）の確立。
- 2) 政策遅滞を解消するための法的根拠の設定。

3. 内容のポイント

1) 条約の全体像（全文50カ条の本則、18カ条の選択議定書）

2) 主要な条項

権利条約は訳文であること、法律用語であることからわかりにくい、当事者や家族の方はどうしてもこれだけという以下のいくつかを紹介したい。

- 第1条 目的～この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。
- 第2条 定義～世界共通の言語を作ろう。合理的配慮～社会の側が環境を整える。対等の立場に立つための支えや補いあいを社会の側からする。
- 第19条 自立した生活及び地域社会に受け入れられること～誰とどこで住むかの自由がある。
- 第33条 国内における実施及び監視。第三者機関のいわゆるモニタリング。（この法律制度はちゃんと機能していますか？）

2. 「障害者差別禁止法」（仮称）の制定

3. 障害関連福祉法の一元化（いわゆる障害者総合福祉法の制定）
4. 障害関連の社会資源の拡充に関する特別立法（時限立法で）の制定。
5. 本格的な所得保障制度の確立。
6. 「障害の定義」ならびに認定、等級制度、手帳制度の改訂。
7. 「社会支援雇用制度（福祉施策と雇用施策の連結）」の創設。
8. 総合性を備えた厚労省組織機構の改組（厚労省内に「障害者支援局」の創設など）。
9. 政策決定過程と基礎データの集積方法の改変。
10. 障害関連予算の正確な見積もりと正当な分配率の確保（所得の再分配）。

日本の予算の中で障害者関連の分配率はスウェーデンの十分の一、アメリカの二分の一、30カ国のOECD（主要工業先進国）の中でいつも29位か30位。分配率だけは各国と平等にしてほしい。

II. 障害のある人が安心して暮らすための条件 （中期的な政策課題）

1. 家族依存政策からの脱却（民法の家族制度、扶養義務制度の改正）

日本の家族制度は民法877条で親と子は一生涯にわたって扶養の義務を負い合うとなっています。血縁関係は強いものですが、障害者の場合は一方的に親が扶養。



.....

障害者自立支援法は、手をつけられない問題を簡単に変えていこうとし、手が出なかった問題を市場主義、競争原理（弱肉強食）によって解決しようとした。結果的に重度障害者を排除し、いづらくした。障害という不可避なもの、戻れないものを自己責任とされるのはおかしい。自立支援法にふりまわされてきたこの期間は空白の5年間と言える。支援法の廃止は新政権の誕生がきっかけではあるが、運動によって政党を変えてきたのは民間の力です。

H.21年11月末に内閣は新しい方針を出しました。障がい者制度改革推進本部（本部長鳩山総理）をつくること。当事者、家族、民間人を含めた20人による推進委員会を設置し、年内に17の専門委員会を設けて総合福祉法の検討を始めます。今、ここまで来ました。

こういう状況の中で私達はあらためて「原点に戻ろう！」と言いたい。原点とは過去の自分を最初の行動に導いたもの（初心）そして未来の夢。かぞくねっとを作ったのも原点。

もっと大きな原点は「うちの子は何を願っているか？」表面的なものではなくて、深い深い深部のニーズ。この二つの大原点をしっかりとっておさえましょう。運動とは「コツコツとドカン!!」です。コツコツとやっていきなりドカンといくんです。運動とはそういう風にやっていくのです。来年（H.22年）は神戸で全施連の全国大会が行われるそうですがみんなで頑張ってほしいと締めくくられました。

平成21年度 中央研修会 対談

(13:10~14:00)

「藤井氏と語ろう」

藤井 克徳 氏

(日本障害者協議会常務理事)

由岐 透

(ひょうごかぞくねっと会長)

司会 木村 三規子

(ひょうごかぞくねっと副会長)

木村 まず始めに藤井先生に9月19日・20日に行われた、きょうされん第32回全国大会INさいたまが、ボランティア600名ご来賓90名障害者1100名大会委員も含め全部で3500名の参加で成功裏に終わったご感想をお願いいたします。

全施連も、22年9月8日・9日神戸にて全国大会を開催いたします。参考にさせて頂きたいと思います。

藤井 1977年全国16ヶ所の作業所からスタートしました。結成目的は国に対する要望はバラバラでは弱い、全国規模で要求運動を展開していくこと、同時に地域で励ましあい、運動と実践の成果を発表しあう場を持ち交流を深めることです。これが、32回続きました。活動は組織作り、人づくりです。全施連の活動も目的をしっかりと見つめ、全施連らしい活動をしてほしいです。

〈きょうされん＝旧称、共同作業所全国連絡会（共作連）

全施連＝全国知的障害者施設家族会連合会〉

木村 ありがとうございます。それでは由岐会長から、中央情勢と全施連の活動状況をお聞かせください。

由岐 中央情勢では民主党が障がい者制度改革推進本部を設け、障がい者制度改革推進委員会ができる。メンバーは当事者の意見を聞きながらすすめる。その中には民間団体、当事者団体その他で構成するといわれている。（平成22年1月8日には委員のメンバー決定した）全施連は障害者自立支援法が提案されたときから以下の事を一貫して言い続けている。応益負担が憲法25条（25条：生存権《すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する》）

に違反している。又障害程度区分は区分により、必要な支援が受けられない。本人や家族の思いは聞き入れられない。これは憲法第13条（幸福追求権）14条（法の下での平等）に違反している。障害を持っている誰もが一人の落ちこぼれもなく必要な支援を必要なだけ受けられる活動をしていく。

木村 全国で原告者が70名に及ぶ自立支援法の違憲訴訟をされましたが、訴訟のいきさつと現状を藤井先生お願いします。

藤井 先ずこの法律は当事者不在、当事者軽視で作られた法律で、何とか変えてもらおうと大フォーラムや運動をやったが運動だけでは行政は変えられないと感じました。日本は三権分立で、司法（裁判所）行政、立法（国会）で、裁判に持ち込もうと障害者の人権ネットの弁護士メンバーと12月18日第1回目の協議をし、勇気ある29名の当事者が8の都道府県で2008年10月31日に提訴の行動を起こしました。

いま国は和解を求めているが（現在和解の方向になる）、我々がしっかりと訴えるのは、政治の誤りを正したい。なぜこの法律が生まれたか？ なぜ一割負担が必要なのか？ なぜ介護保険との導入を考えたか？ 納得するまで回答を聞くまで運動は続きます。

木村 少しやわらかいお話を伺います。藤井先生から見られた由岐会長の印象は？

藤井 何回かお会いしていますが、強く感じたのは昨年の朝日新聞に掲載された「私の視点」でこのたびの自立支援法は憲法13条に違憲していると限られた紙面でも、思いをしっかりと提言されておられた。文章は人格の一端、本質であ

り1200字の中に充分表れておられた。お話しをしている以上にすごいんだな—と思う。全施連という困難な課題に熱い思いで、活動されているかと思う。次のリーダーも育てている。施策もあると思う。今後を期待しています。

木村 藤井先生のお言葉をうかがって由岐会長これからの活動をお聞かせください。

由岐 私が理想とする社会の実現は困難だと思うが、必ず次のリーダーに受け継がれると思う。神戸では幼児部会で勉強会や研修会を数多く開催し期待している。障害があっても無くても、同じ人生を生きていく社会を作る運動を続けていきたいです。訴訟の問題も我々も憲法13条人格の尊重、人間の尊厳が障害程度区分によって損なわれていると立ち上がろうとしました。なぜこんな法律が成立したのか？ グランドデザインにもろ手を上げ賛成し、社会保障審議会のメンバーであった私たち当事者側にも十分に反省しなければいけないと感じる。

木村 自立支援法の2つの柱、地域移行と就労支援の1つ、地域とはどこを言うのでしょうか？ 地域概念をお教えてください。

由岐 自立支援法では入所施設を退所することが地域移行といわれている。社会整備が整っていない現状で、親元以外のどこで生活が保証されるか。私が思う地域は今その人が生活している場所、その人がその人らしく生きている場所が地域とおもう。

藤井 私の思う地域は親元でなくても、いい支援、いい暮らしの出来る地域ならば施設から出てもいいと思います。同年齢の人と、同じ暮らしをすることが地域で暮らす意味だと思います。そのための運動はこれから必要だと思います。

木村 少しICF（国際生活機能）の説明をお願いいたします。

藤井 2001年5月世界保健機関（WHO）総会において採決されたこの特徴は、WHO国際障害分類（ICIDH）で障害があることでマイナスであったが障害があっても環境因子、個人因子により

生活機能というプラス面に観点を変えたことで大きく展開したことです。今ある力を見極め、活動や社会参加が可能になることです。

木村 知的にハンディを持った我が子、わが兄弟は、どうすれば幸せになるのでしょうか？ お二人にお伺いします。

由岐 親が死んだ後、親と同じ想いの施設にゆだねる。そのためにも親が元気なうちに、納得するまで自分の子供にあった、施設を探すことだと思う。本人のニーズを受け入れてくれる施設を選びたい。

藤井 こういう川柳があります。「妻も肥え、昔ときめき、今どうき」物の見方は考えようによつてずいぶん違います。障害を持っていなかったら？ 障害を持っていたから？ 見方によって生き方が違ってくると思う。子供や兄弟のためにも明るく、楽しく日々過ごしていくことが大切です。そして、いつかは社会に任せることです。親はその後押しをすることです。そのための運動を、今するのです。運動はうらぎりません。少しずつ一步一步進むのです。「幸せは歩いてこない。だから歩いて行くんだね」です。子供や兄弟仲間のため一緒に進んでいきましょう。

木村 ありがとうございました。最後に、藤井先生の資料の中にある、1. まなぶこと 2. つたえること 3. うごくこと 4. まとまることをわたしたちかぞくねっとの活動の指針として実践していきたいと思います。お二人ともありがとうございました。



中央研修会

藤井克徳先生の講演をお聞きして

ワークホーム緑友保護者 松田 邦子

「障害者権利条約から見る日本の福祉社会～障害のある人が安心して暮らせる社会づくりをめざして～」と長文の演題でした。

条約とは、2カ国以上の約束箇条書き文。アメリカとの安全保障条約（いわゆる安保条約）は聞きなれているが、他の条約は私の頭になく、不勉強で恥ずかしい限りです。

2001年の国連総会で、メキシコ大統領が「すべての人の人権と命を考えよう。」と提唱された後、特別委員会が設置され、藤井先生も数回出席された。当時は小泉政権で、関係者2人に「どう考えているのか」と聞くと、2人とも「メキシコ大統領の単なるスタンドプレーで、重要視していない。」と答えたとのこと。だから障がい者を自己責任にした＝自立支援法＝という障がい者の尊厳を傷つける法律が施行されてしまった。自立支援法は全面廃止となるが、前例がないという。

権利条約は全文50ヶ条の本則と18ヶ条の選択議定書とがあり、2006年12月13日国連総会で採択されて、日本政府は2007年9月28日に署名をした。私は少しでも理解したいと全文を読もうと試みてみたが、読みにくい訳語と法律用語で、正直難しすぎて分からない。

藤井先生が、家族として知っておくべき4条約を選出し説明して下さった箇所だけでも頭に入れておきたい。それは右記のとおり。

第1条・目的 ー様々な障壁との相互作用ー

元々（生まれつき）の障がいの上に、取り巻く環境によって成長につながることもあれば、逆にマイナスに作用することもある。

第2条・定義 ー合理的配慮とはー

障がい者が他の者との平等を基礎として、すべての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保する。生まれながら身に備わっている力がある。それを自由に発揮できる環境を整えてあげる。家族や支援員の療育の不一致は1番のマイナス。

第19条 ー自立した生活および地域社会への包容ー

居住地を選択し、誰と生活するかを選択する機会を有することと並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。「どこに住むかは自由ですよ」ということ。だが、親亡き後は安全と安心のために入所施設を希望する家族が多い。親と同じ想いで見てくれる施設。

第33条 ー国内における実施および監視ー

締約国は、政府内における調整のための仕組みの設置、または指定に十分な考慮を払う。

「機能しているか？」のチェックを正確に。

子供たちはというより人間は誰しも

1. 愛されること。 2. 褒められること。
3. 役に立つこと。 4. 守られること。

私たちとして今何を。

1. 学ぶこと。 2. 伝えること。
3. 動くこと。 4. まとめること。

＝障がい者総合福祉法がどのような内容になるかは親の運動しだい。運動は決して裏切らない！＝

* * * * *

* * * * *

中央研修会感想

おもいけ園保護者会会長 坂口 佳用子

「障害者権利条約から見る日本の福祉社会～障害のある人が安心して暮らせる社会づくりをめざして～」

上のような題での講演があり、講師は日本障害者協議会常任理事の藤井克徳氏が話してくださいました。2001年障害者権利条約は国連の総会にてメキシコ大統領が提唱され、国連の中に特別委

員会が設置され、2006年11月13日、国連で採択され、2008年5月3日発効。日本は未締結だが、世界の福祉の基本になる法、障害者を護る法律で、これについていろいろ話をしてくださいました。

長妻厚生労働相が「自立支援法は廃止」と明言して下さり、障がい者制度改革推進会議構成員の方たちによって制度改革に入っていただいています。障害者権利条約等をたたき台にして、暮らしやすい社会をめざして法案を作ってください。

オープン研修会 「親の不安はこれだ」勉強会

● 平成22年1月15日 10:30～14:00 あすてっぷKOBÉ ●

由岐会長挨拶

昨夏の政権交代は、格差社会への国民の憤りであり、障害者自立支援法に代表される人間の尊厳を無視する自民党の政治姿勢に対し、はっきりNOを示したことによる民主党の勝利である。長妻厚生労働大臣も就任早々に自立支援法の廃止を明言した。しかし、現実には麻生政権での補正予算で新事業体形に係るお金が使われている。ただちに予算を止めるべきである。

2013年に新しい総合福祉法ができるが、新法の推進会議室長にJDFのメンバーの熊本学院大の東俊裕氏が任命され、構成員25名が選出された。全施連も民主党の谷、園田議員や福島特命担当大臣に働きかけたが構成員に選ばれなかった。この構成員選出のやり方には疑問がある。11/24が学識経験者、13/24がJDF会員、JDFに加盟していない当事者団体が選ばれていない。室長選出の目的も分からず、構成員選出も室長丸投げである。施設事業者も選ばれていない。推進会議の方向としては地域福祉中心になるのではないか。入所、通所施設は残すべきである。親亡き後の子供兄弟が頼れるのは入所施設だけ、身体と重度知的とは違う。受け皿がない状態で、現実には施設以外で生きていけない。入所施設・グループホームは利用者の意志で選べるべきである。今後も全施連として意見を反映させていきたいし、推進会議の構成員に入れるよう努力していきたい。

「障害者自立支援法 親の不安はこれだ。」 愛心園 園長 福田 和臣 氏

1. はじめに

仕事を決める際、「この人たちが幸せになれるなら自分も生きていける。」との思いで「さわらび学園」に勤める。4月入社して7月に労働組合を設立した。障害者の置かれている立場の改善には自分たち（施設職員）の身体保障が1番と考え、施設長と対立した。保護者からは退職勧告を受けた。施設の差し金である。入所施設から出される不安から保護者は施設に逆らえない現実がある。今も変わらない面がある。表面上は対等である。

当事者とは障害者本人と親としての当事者というのがある。現実には親は当事者である。20歳になったら国が責任を取るというのなら良いがそうでなければ親は当事者である。そういう主張を由岐会長とともに障がい者制度改革推進委員会にぶつけたい。

20歳になったら国が面倒を見る。親子で100歳になったら国が責任を持つ。など、自分たちの基準での「私の障害福祉法」を持っておく。施設も定員ではなく部屋数で入所人数を決めるなど。

2. 障害者自立支援法とその問題点

(1) 障害者自立支援法とは、どのような法律か

- 障害者自立支援法の条文を読んでも、その恐ろしい実態はわからない

3年たってもわからない。この本を職員に買わせて、職員が読んでもわからない。10年以上の職員なら少しわかるが新卒はわからない。減免措置がわからない。応益負担がわからない。人間らしく生きていくために人の手が必要なのになぜ益なのか。生きていくために必要なことになぜお金を払うのか。ナンセンスである。

- なぜ法案成立を強行したのか

2年で490億の赤字のある介護保険を助けるために福祉とドッキングした。

これからの障害者福祉はあなたたちしだいだ。施設が、親が、当事者が騒いだら役人は勉強する。自分たちの意見を如何に伝えていくかが大切だ。

(2) 障害者自立支援法の問題点

- 複雑で、とにかくわかりにくい法律である。
- 名前は立派だが、中身は間に合わせで、あわてて作った法律である。
- 障害を持つこと自体を自己責任とみなし、障害者が生きていくために必要な最低限の支援に利用料（原則1割負担）を課す法律である。
- 具体的な中身は、ほとんど省令で決められ、役人が自分たちの都合の良ように作った法律である。
- 社会保障予算削減のツールとして作られた障害者いじめの法律である。
- 入所施設解体の仕組み（システム）を内蔵した法律である。
- 憲法違反の疑いの濃い法律である。

そもそも知的障害者の数を間違えている。日本は0.6%としているが世界は1.5%といっている。療育手帳を持っている人の数なら0.54%だ。現実には触法障害者は100人中20～25人



いる。刑務所内に知的障害者が多い。一般の社会で療育手帳を持っていない知的障害者が多くいる。

3. 障害者自立支援法に関する親・兄弟の質問

(1) 障害者自立支援法全般、施設解体について

- 厚生労働省は平成21年3月31日国会提出の改正法案で、応益負担を原則、応能負担に変えたと言っていますが本当に1割負担はなくなったのですか。

減免措置があるが原則は変えていない。お金の問題でなく、本質は変わっていない。

- 施設解体とは何を指すのでしょうか？

建物がなくなればわかりやすい。施設の機能を解体する。負担とは何かを考えるいい機会になった。日中と夜間を分離されると施設としてやっていけない。夜間の利用費はペットホテルより安い。入所施設では97.5%の入所率でないとやっていけない。

- 地域移行とはどういうことでしょうか。また、何が問題ですか。

施設から出すこと。地域とは何かわからない。わかっていない。国の都合で変わる。何が保障されて施設・地域なのか。インクルージョン(包摂)の目標として

- ・確たる住所がある。
- ・濃密な関係がある。
- ・重大な社会参加ができる。

我々の手で地域を作っていこう。

- 厚労省は入所施設の解体をすすめていると聞きますが、本当ですか。

揺さぶるだけ揺さぶって1000人出て997人戻ってきた。入所施設に係る費用の削減が目的。

障害者自立支援法の本当の狙いは社会福祉予算の削減のためである。

(2) 障害程度区分について

身体障害が基準になっている。地域移行で歩けるとは30秒の信号を渡れるかであって、赤信号の判断ができるかは問われない。知的障害者は判断できない人もいる。歩けるから危ない場合もある。106項目だけで地域移行はできない。区分は調査員によっても異なる。お尻が拭けなければ全介助です。全施連による基準を作っていけばどうか。

法律上原則65歳以上の人はGH、CHに入ると入所施設に戻れない。介護保険の人も対象者。神戸市も原則戻れない。通達が2つあり、状況によって戻れる。愛心園の場合、10人ほどGHに入ろうとしているが、自治体に聞いたところ10人中半分は戻れないと言い、半分は戻れる。法律と運用の問題である。支援区分の中味が変わらないとだめ。今(入所施設)の生活以下になってはいけない。私たちの要求を伝えていくことが大切である。今の施設は大きすぎる。多人数の部屋が主体。個

室が基本。人間としての基本である。人間が人間として生活できること。要望を高くしないとだめ。入所施設には安全保護義務がある。そのため入所者をコントロールする場合がある。このことの是非を施設で話し合っているが第3者も入って話したい。入所者に選べる施設がたくさんあるべきだがない。ケアホームは身体障害者が中心である。

(3) グループホーム、ケアホームについて

グループホームはお金がかかる。働かないと入れない。ケアホームはケアが必要である。ホームヘルパーは就かない。

(4) 新体系、その他について

- 自立の意味をどう捉えたらよいのか。

自立とは、自分で何をするか決めること。どこに行くか、何を食べるかを自分で決めることができること。厚労省の106項目がいうところの自立は身体障害者にとっての自立であって、知的障害者にとっては少し違う感覚がある。何を食べるかは決められても支払いはできない場合もある。

- 施設長が「3ヶ月以内に新体系に移行したい。」と言って大騒ぎになった。保護者としてどうすれば良いか。

3カ月以内はない。保護者会を開いて話し合う。全施連が相談にのってくれる。

- 知的障害者は生活保護を受けられますか？

受けられるが、自立支援法では国は生活保護にならないように減免するというしたたかな法律を作っている。生活保護は国の責任で、減免は県・市・町・村の責任。国は障害基礎年金を収入と見ている。障害があるが故の必要な支出であって決して収入ではない。年金の使い道を明確にする。

- 20年、30年後を見据えて、物言えぬ知的障害者の安心できる生活を確保するため、親は今後何をすべきでしょうか？

20年後、30年後ではなく、子供が20歳になったとき、独立したときにどうするのか、どういう生活をさせたいかを明確に持たなければならない。どう生きていくかは個別に違う。一人ひとりにどのような支援をすればよいかを全施連が全体をまとめながら親の希望に従った支援を考える。一人の親が20年後、30年後を考えるには限界がある。

まとめ

- 障害基礎年金の使い道をきっちりしていく。
- 自分たちにとっての法律は何か、精査する必要がある。
- 親は当事者であることに自信を持って訴えていこう。

平成22年2月9日

家族会大会

かぞくねっとの夢と役割 ～安心して暮らせるためのビジョン～

シンポジスト

こうべかぞくねっと

阪神かぞくねっと

東・北播磨・淡路かぞくねっと

木村三規子 氏

日高 京子 氏

吉岡 京子 氏

西・中播磨かぞくねっと

但馬・丹波かぞくねっと

ひょうごかぞくねっと

蔵屋 健夫 氏

三浦 雅春 氏

由岐 透 氏

コーディネーター

蓬萊 和裕 氏

家族・親ひとりひとりの思いを発言してもらい、家族の思いを大切にしたい暮らしを新しい制度に生かしていければいいなと思う。

木村

こうべは神戸市一市で編成しているので活動しやすい。32施設1730名で通所、入所施設、グループホーム、ケアホームがある。賛助会員参加も多い。

こうべかぞくねっとができて2年になる。この間、神戸市および社会福祉協議会との連携も活発になり、協賛事業や講演事業も神戸市知的障害者施設家族会連合会の名前で参画するようになっていく。5名の理事が通所部・入所部・幼児部と役割を分担して活動をしている。その中の幼児部会は3園で組織し、小さな子どもをもつ若い親（私たちが忘れてしまいがちな昔）ががんばっている。1回目の研修会は行政の施策説明会、2回目はグループトークで、パソコンを駆使し動画も入った視覚にも訴える報告がなされた。32年前に障害の子どもを産んだとき「うちだけどうして!!」と思ったがそこから立ち直れたのは仲間がいたことだった。親とか兄弟とかも温かく見守ってくれたが、本当にこの子を育てようと思ったのは仲間がいることだったと思う。

蓬萊

子どもができて乗り越えなければならない高いハードルがいくつかある。その1つ目は障害があると分った時。このハードルが1番高いのではないと思う。障害の判定は非常に進んでいる。しかし、どういう形で、どういう方法で家族に知らせるのか、どうフォローしていくのかは非常に遅れている。大抵は単刀直入に言われ、そこから苦悩が始まる。

この第一関門を上手に乗り越えた方は、「この子と一生暮らしていこう」と決意できるがここでの躓きが後に大きく影響すると言われている。仲間づくりも含めてこの辺を支援できるシステムが必要だ。

日高

阪神地区は17施設（通所5、入所11、重心1）、福祉に対する勉強もしていて、進んだ地域だと自負している。44年前に我が子が学齢期を迎えた時、よい施設にめぐり合ったことだ。尼崎はいち早く児童の通園施設ができていたので、そこで新しい仲間と出会って「この子と生きていこう」と決意し現在に至っている。50歳になる息子を44年間通所させていて、一番に考えるのは、近くにケアホームがほしいということだ。体力のない子どもなので、医療が十分に整っていない入所施設は無理だと判断した。重心もあるが本人にはむいていないように思う。

阪神は会長会をよく開催しており、各施設の会長たちと意見を交換し合いながら様々な事業に取り組んでいる。

蓬萊

第2のハードルが学齢期を迎えた時。地域生活を送れというけれど、保育所、幼稚園を卒園して養護学校へ行ったら、そこは地域とは言えない。ほんの少し場所や環境が違っただけで「地域」は違ってくる。ケアホームが近くにあればという話だが、家族は一人ひとりの人生をしっかりと考えていかねばならない。

吉岡

加古川市の更生施設に17年通っている32

歳の娘がいる。この子をどこでどういう暮らしをさせてやれば幸せになれるか、まだまだ模索中です。

東・北播磨・淡路かぞくねっとは16施設（通所施設11、入所施設5）878人。小さな市町が多く広範囲にわたっているので、福祉施策がバラバラで納得がいけない事項が多い。例えば地域支援サービスで、1つの市では支援支給をたくさん出してるのに、隣の町では支給されない。同じ法律の下、矛盾していると思う。

東・北播磨・淡路の研修会等に参加した人は「よかったからみんなに知らせたい」「もっと参加してほしい」と言われるが、通所施設が多いため、送迎時間が制限されるので参加人数が減っているのが残念だ。各家族会の悩み、問題点などを持ち寄って一緒に相談していけるかぞくねっとにしたい。

蓬 菜 自立支援法の下、全国でも地域格差が問題になっている。ショートステイの支給が市町によってバラバラなのは問題だ。研修会や親のレスパイトなどでショートステイ等が使いやすいように施設を探したり運動したりすることも大切だ。

蔵 屋 西・中播磨かぞくねっとは姫路市を中心に5市6町で入所・通所30施設で1426人の会員。子どもは6歳で入所施設に入った。入所したての頃は面会の帰り際には後ろ髪を引かれる思いだった。親が元気な間に子どもの安心、安全を確保できる知的障害者に合った特別老人施設を作りたい。西・中播磨は広範囲にわたっての研修は少ないが、情報交換を充実していきたい。その中でも、行政がとにかく予算の縮減を掲げて、公営施設の経営を第3者に委ねようとしていることが問題になっている。

蓬 菜 第3のハードルが特別支援学校を卒業後の進路。その人の生涯にかかってくる選択になる。そして第4のハードルが終の棲家をどこにするか。老人施設の話がこれからの大きな問題だ。現在制度上は介護保険が優先されるのだが、検討していく大きな課題だ。特別養護老人ホームを利用するのか、入所施設でずっと看されるのか。蔵屋氏の提唱するような特別な老人施設は可能なのか。

フロアーから

西 塚 （宍粟市立さつき園）利用している授産施設は公立で、建物の老朽化や人件費の削減を

目的に民間移行をしたいと言っている。保護者は民営になるのが不安で踏み切れないで困っている。

由 岐 持論としては地方公共団体が福祉支援を担っていくのは当たり前だと考えている。しかし、土地建物を市から提供してもらい、保護者会が福祉法人なりNPO法人をとって運営に携わるのもひとつの方法だと思う。まず、保護者と徹底的に話し合うことだろう。

蓬 菜 国の流れとして行政が公立施設を民間施設に移行していつている。行政機関が運営すると、支援法を守り最低の事業しかないと考ええると、むしろチャンスかもしれないと思う。徹底的に話し合ってほしい。

三 浦 兵庫県北部の広い地域の中9施設（入所施設7、通所施設2）714人の会員。悩みは研修会への参加が少ないこと、長年お世話になっているからという理由で施設にもの言えないということだ。意識改革が必要だと思っている。現在38歳の娘は小・中学校は普通学校、高等養護学校を出て入所施設に入った。「この子は何のために、どんな使命があって生まれてきたのか？」と考えたとき自分たちの間にしか生まれてこれなかったと考え、前に進むことができた。自力通学していた頃、雨にぬれて長時間バス停に立っていたことがあった。誰も声をかけてくれる人がいなかったことがショックな出来事としてよく思い出される。地域の中で「どうしたの？」と声をかけてくれる人を何人作っていくかが、私たちのがんばっていかねばならない大きな仕事だと思う。私は亀岡市民だが、亀岡の施設に入れない。行政処分で今の施設にいるが、亀岡市とは話し合いの最中だ。ノーマライゼーションという自己選択、自己決定が最低条件だと痛感している。今後子どもが社会で自立していけるようがんばっていきたい。

蓬 菜 自分が困ったとき誰が助けてくれるのか、誰を利用したら解決できるのかを教えていかねばならない。困ったら施設長のところに来て、上手に持ち上げて思いを達成している人もいる。知的障害者にかかわらず「どうしたの？」という言葉かけのできない社会になっている。集団とは個人の集まりで形成されている。集団で個人を形成しているのではない。だからひとりひとりを大切にしなければならない。かぞくねっとも同じで、かぞくねっと

に参加している人たちの意思で動いている。自分の子どもにこうなってもらいたいという思いを語ってほしい。

由岐 こどもの経歴は幼稚園、小学校（仲良し学級）養護学校を1年で辞めて入所施設に入った。自己主張できないから勉強を教えるより、親亡き後の社会生活ができる訓練が大切だと言われての決断だった。入所施設に期待したのは、わが子にあう才能を見つけて伸ばしてやってほしいと思ったからだ。集中力、持続力のある人間になってほしいと思い入所をしたが大きな間違いだった。日本の国の施策は施設には適正な個人個人を育てると言う人員配置をしていない。入所施設が安全と言っているのは職員の善意に期待しているだけだ。こどもが入所して3年目脳挫傷という大事故にあった。いろいろあったが施設とは戦わなかった。なぜか？ 3年～5年もいると、彼なりの人間関係ができていたこと、自閉症、知的障がい者はこだわりが強いこと、それらを考えると他の施設に移るのは無理と判断したからだ。このことがあってから、この運動をやれている原動力はそういう子どもの犠牲者を今後出たくないという思いが強いからだ。障害者権利条約を承認して日本国から入所施設がなくなる社会を実現してほしいと思っている。

蓬萊 普通の生活をさせてほしいということであれば、人為的な問題、環境、環境因子の中に

職員もいるのだけれど、彼らの苦勞もご理解いただきたい。

日高 子どもが利用している法人は私たち親が立ち上げた法人なのでいい法人だと思う。親の思いは様々で大変な思いをしたが、親亡き後を見据えてひとつにすることができた。法人内に知的4、特養1、身体1の施設が同敷地内にあり、有意義な利用ができる。

木村 自分の生んだ子、自分の兄弟、どこで人生を過ごし、最後を迎えるかを決める。親が兄弟が健康なときに決める必要があると思います。私は施設と信頼関係を結んでいます。施設の家族会の人とは自分の兄弟よりもつながりが深い。自分の子どもが知らないところで見送られるのではなく、日々生活している仲間たち、職員、そしてかかわっている人たちに見送ってもらい、生まれてきてよかったと思えるような人生の最後を過ごしてほしいと思う。

蓬萊 一人の人の人生をどうするか。個別支援計画に長期目標、中長期目標、短期目標が書き込まれていると思う。それをまず確かめてほしい。自己決定できない人たちを支えるのではなく、その人たちの思いをどう汲み取るか。そのとき一人の家族、施設職員がその人の人生を決めるのではなく、多くの方々が入って決めていく。それをみんなで確認し、話し合ってもらいたい。これが施設を育てることにもつながる。

《ハートフルステージ》



《神戸光生園太鼓》 神戸光生園利用者



《歌 唱》 加古川つつじ園



《クラウン「土曜日の天使たち」》 かがやき神戸ぐりいど



《ミニライブ》 ラッシー アマチュアバンド9曲



《作品展示と販売》

家族会大会に参加して

尼崎武庫川園保護者会 寺澤 節子

会長の挨拶のなかで、「新政権になり障害者自立支援法は廃案になったが、新しい法律「障害者総合福祉法」ができるまでは3～5年かかる。その間、自立支援法は生きている。現実是不変である。私たちが納得のいく支援をこれからもかぞくねっとを通じて要望していきたい。」とのお話がありました。

各かぞくねっとの会長がシンポジストとなり、「かぞくねっとの夢と役割～安心して暮らせるためのビジョン」のテーマで発表がありました。

5地域のかぞくねっとの現状と親の願い、将来のビジョン、よく伝わってきました。それと同時に、地域格差を痛感しました。

市立さつき園が民間委託される件、同じようなことが尼崎でもあり、公立施設から民間に移行され、育成会が母体の社会福祉法人が運営している施設があります。そんな大変な運営を1家族会が、委託されるのはプレッシャーにもなり、メリット・デメリットがいろいろあり、慎重に時間をかけて、市・家族会・多くの

の方々と話し合ってほしいし、家族の思いもあると思いますが、最終的には子供の視点になって決断していただきたい。

蓬萊氏は話の中で、親が越えなければいけない3つのハードルがあると言われた。

第1のハードルは、子供が生まれて初めて障害があるとわかった時

第2のハードルは、その子が学齢期を迎えた時

第3のハードルは、学校卒業後の進路を決める時

私にとって、高いハードルもあれば低いハードルもありましたが、何とか周りの人に支えていただき乗り越えてこられました。今まで、我が子の人生を親のレールに乗せて決めていたように思います。政権が交代し、我が子を取り巻く福祉も不透明で不安です。この子をどう守っていくべきか？ そのためには法律や制度の見直しと整備が必要になってくると思います。

これからは、障害者本人が安心、安全で暮らせて、望みのある生活の実現に向かって、私たちはかぞくねっとを通じ活動していきたいと思います。



幼 児 部 研 修 会 報 告



丸山学園 保護者会会長 水原ひろみ

こうべかくねっとの中で、3施設しかない幼児部。以前から幼児部特有の問題や悩みについて解決できる場所を提供したいと考えられていたそうです。

今回、当番園となりその足掛かりとして研修会の企画を考えることとなりました。「何をすれば？」と少し重い気持ちで迎えた年度初めの会合で「少しでも障害を持った子供とその家族が明るく前向きになれるように…」というみなさんの強い思いが今回の研修会を開催するに至る原動力となりました。

第1回 幼児部勉強会

日時：10月1日(木) 10:30～

場所：神戸市総合福祉センター

参加者 44名

内容：幼児・学童期における神戸市の福祉施策
～こんな時どうすればいいの？
どこに聞けばいいの？困った時の対処法～

講師：神戸市保健福祉局障害福祉部自立支援課
主査 高橋 顕氏
ひがしなだ障害地域生活支援センター
相談支援機能強化専門員 谷野 和代氏

幼児部の通園施設に通っている保護者の多くは、他に小さな子供さんや小学生の子供さんを抱えている方がほとんどです。兄弟の行事や冠婚葬祭のとき、出産のとき、どうすればいいかという悩みが尽きません。私の場合もそうでしたが、障害児は一般の保育園の一時預かりや民間の託児所では断られる場合が多々あります。どのような資源が使えるのか、いつどのように申請すればいいのかなど状況に合わせた説明をしていただき分かりやすく実践しやすいものでした。また実際に活用させていただく施設の方からの活動状況なども聞くことができイメージがしやすかったと思います。

第2回 幼児部交流会

日時：11月12日(木) 10:30～

場所：あすてっぷKOBЕ **参加者** 40名

内容：各施設紹介、グルーptーク

交流会では各施設の紹介と題し、パワーポイントを用いてのスライドショーを行いました。いろんなテーブルから、「うちのところなんしてない」「それいいなーうちのところもしたい」などと他施設の状況を知ることができ新たな発見がありました。それぞれの施設によって療育状況は様々ですが各施設とも子供たちのために色々と工夫さ

れた療育がされているなあと感じることができました。みんな良い点についてはぜひ自分の施設に持ち帰り報告しよう！と決意した次第です。グルーptークでは、思ってた以上に盛り上がったようで各テーブルから笑い声が絶えず聞こえてきました。悩みや困っていることに対して、経験者や同じ思いを持っている人から助言があったり、「こんな療育があるよ」「～で療育手帳が使えるよ」などと情報をもらったりしている色々な情報交換ができたようです。また、かくねっとの先輩からのお話はこれからの子供の将来を考えるにあたり貴重な情報となりました。

2回の研修会を通して感じたことは、保護者の皆さんは本当に前向きであるということ、障害をしっかりと受け止め「この子のために何ができるのか」を考え頑張っておられるということです。でも、このがんばりも1人ではしんどい… 仲間がいて互いに励まし合い、子供の成長を喜び合い、思いを共有することで保護者自身の安寧も図れるのではないかと思います。親が笑顔で前向きであればおのずと子供も笑顔でいられる。子供のためではありますが、保護者のための研修会であったように思います。今後も仲間との出会いを大切に、繋がっていける場があることを切望します。

最後になりましたが、今回この研修会を開催するにあたり御尽力いただいたすべての方々に心よりお礼を申し上げます。

幼児部会研修会を終えて

こうべかぞくねっと 芝 陽子

「こうべかぞくねっと」は、ここ数年幼児部会を有意義な形で発展させていきたいとの思いを、強くしておりました。今年度は、その思いが実を結び、幼児部会当番園「丸山学園保護者会」の企画のもと、10月、11月の2回にわたり研修会を実施する事ができました。若いお母様たちとともに、何ができるだろうか、何を求めているのだろうかと、研修会当日まで、ハラハラドキドキしていました。ひまわり学園、のぼら学園、丸山学園のお母様に参加してもらうには、ご兄弟の保育が不可欠です。

1回目の研修の時は、こうべかぞくねっとの理事全



員、マンツーマン体制で保育にあたりました。慣れない場所に急に預けられ、泣き出す子、お母さんを探して部屋を出たがる子を抱きながら、研修会が終わった時は、新しい体験に充実感を覚えたものです。

2回目は、理事だけで保育にあたるのは無理と思い、「ワークホーム緑友保護者会」に保育の協力をお願いし、快く了解していただきました。今回は、会場に保育ルームがあり、環境が整備されていたこともあって、どのお子さんも落ち着いていたようです。

2回の研修会を通しての感想ですが、障害児に対する支援制度を知りたい、また事業所の取り組みを知りたいという、情報収集以上に、幼児のお母様たちが求めているのは、「障害の子を持つ親同士、心をひらいて話しあえる仲間がほしい」ということなのではとの思いに至り、次年度への展望を持つことができました。



各かぞくねっとだより



西・中播磨かぞくねっと 宮垣 博幸

今回は、西・中播磨かぞくねっとの若狭野荘の年中行事として、開設以来続いている年末餅つき大会（12月第1土曜日実施）を紹介させていただきます。

荘内の中庭において、家族の方、職員の皆さん、そして利用者共々で、30kgのお餅をつき上げます。昨夜から洗い上げたもち米を運ぶ人、特設のかまどで蒸籠を蒸し上げる人、煙と湯気の中、大奮闘です。そして蒸し上がったおこわを輪番でつきます。杵をふらふらさせながら、真剣な顔でつく利用者の微笑ましい顔、顔。突きあがったお餅をとり粉で真っ白になりながら楽しく丸めて出来上がり。お昼はみんなでおはぎにきな粉餅、そして、大根おろし餅を美味しくいただきました。施設ならではのイベントとつくづく思いました。



全国知的障害者施設家族会連合会のお知らせ

★臨時支部長会「施設は斯くあるべき」

12月8日(火)～10日(木) 福岡

瑞穂学園事件・阿久根市長問題発言事件と次々と不祥事が起こる中、全国から48名の支部長はじめ会員が集まり、臨時支部長会を開催しました。2泊3日昼間はもちろん、深夜まで話しても、話しても、話したりない様々な問題や心配が噴出しました。

- 「障害者自立支援法」は撤廃と決まったが、その後の新しい総合福祉法（仮名）は全施連の望む方向には進んでいません。また新法制定に関係なく24年3月までに新体系移行を進めようとしています。これらに対して各支部あらゆる手段を通して実情を訴えていくことを確認。障がい者制度改革推進会議に参画できるよう活動していきます。（残念ながらメンバーには入れませんでした）
- 「わが子・わが兄弟にどんな暮らし方をしてほしいか」「どんな終末を迎えてほしいか」しっかりとしたビジョンを持つために、自分の施設のグレードを知らなければなりません。食事は？ トイレは？ 風呂は？ 余暇活動は？ 職員の様子

や施設の設備は？と生活の一つ一つを情報交換し合い検証していきました。特に医療や入院付き添いなどは県によって大きな差が出ていました。互助会制度の大切さも確認しました。

★「新型インフルエンザの優先接種」「施設整備費に関する要望」「障がい福祉改革推進会議に参画」「障がい者制度改革に関する要望」等を提出すると共に関係機関や政府高官と面談の上直接訴えました。



福島みずほ大臣と面談



吉田おさむ民主党副幹事長と面談



自見庄三郎国民新党幹事長と面談

障害者自立支援法情報コーナー

平成22年4月からの改定 ～利用料負担関係 厚生労働省1月15日資料

利用者負担の軽減

一般世帯を除く市町村民税非課税世帯（低所得1・低所得2）に該当する障害者及び障害児の保護者に係る下記の利用料は無料になります。

- ① 障害福祉サービス（療養介護医療を除く）に係る利用者負担
- ② 障害児施設支援（療養介護医療を除く）に係る利用者負担
- ③ 補装具に係る利用者負担分

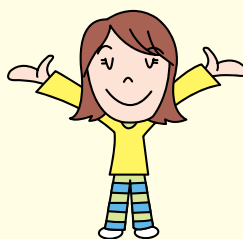
注意点

- 世帯分離をしていなくても、本人のみの収入が対象となります。
- 心身障害者扶養共済制度の給付を受けていても、収入には算定されません。
- 預金通帳等の財産は算定対象から外されています。
- 低所得1の者は、昨年より負担はゼロとなっていましたので、昨年同様となります。
- 食事等実費負担についての補足給付は今までどおりです。





わたしたちの がんばり



10

明石市通園療育センター 木の根学園

木の根学園たんぽぽ工房
(知的障がい者通所授産施設)

木の根学園ひまわり工房
(知的障がい者通所更生施設)

木の根学園では、学校教育を終了後、就労の難しい知的障がい者の人たちに対し、より豊かな人生が送れるよう様々な援助を行っています。利用者の個別支援計画に基づき、精神的な安定や社会生活に必要な自立のための生活支援や作業活動を通じての社会自立に向けた支援を行っています。

平成11年度からは、利用者の作業選択や自己決定の幅を広げるため、両工房の枠を越えた一体化運営を実施しています。



施設の沿革

- 昭和43年** 明石市藤江母子寮内で開園（明石地区手をつなぐ親の会が運営）
- 昭和46年** 明石市の施設となる
- 昭和49年** 現在地に移転し、「知的障がい者通所授産施設」（定員40名）として認可
- 昭和53年** 定員45名となる
- 昭和54年** 定員50名となる
- 昭和57年** 「知的障がい者通所更生施設」（定員40名）を開設
「知的障がい者通所授産施設」の定員を40名に
- 昭和61年** 「知的障がい者通所更生施設」の定員を50名に
- 昭和62年** 「知的障がい者通所授産施設」の定員を50名に
- 平成11年** 更生施設・授産施設の一体化運営開始
- 平成12年** 施設名称を「ひまわり工房」「たんぽぽ工房」に変更

主な作業

- 焼菓子製造（ケーキ・クッキー）
- 手芸（マット編み・さをり織・むすび織等）
- 陶芸・箱折り・袋詰め等軽作業



文化・余暇活動

- 月2回木曜日の午後クラブ活動
- 書道・美術・料理・カラオケ
- ダンス・球技等

主な年間行事

- ハイキング、エンパワメント活動、研修旅行、新年会等

授産製品紹介

- 《**焼菓子**》 マドレーヌ（5個入）450円・チョコケーキ 350円・ホワイトケーキ 300円
スイートレーズンケーキ 600円・ブランデーケーキ（小）350円・（大）750円
アプリコットケーキ 350円・アーモンドケーキ 350円
リングケーキ（小）300円（中）500円（大）800円
3色カップケーキ 350円・フルーツケーキ各種 450円
クッキー各種 300円
- 《**手 芸**》 鍋敷マット 100円・座布団マット 300円～
マフラー 300円～



兵庫県社会福祉事業団 丹南精明園

家族の願い 安心と安全と尊厳

丹南精明園家族会長 新城 宏紹



暦の上ではすでに春とはいえ、いまだに肌寒い陽気が続いています。丹波地方でもまだまだ寒い日が続いています。

我が家の息子（次男）は阪神養護学校高等部を卒業後、現在丹南精明園を利用しています。

丹南精明園は小高い丘の上にあり、緑に囲まれゆったりとした環境に恵まれて、県立丹波並木道公園に隣接しており、精明園の利用者の歩行訓練にも使います。

丹南精明園は昭和54年に開設されて50人定員の居住施設でしたが、平成5年に増設増員し100名定員の大規模な施設と変わりました。

現在に至るまでの職員の苦労は、並たいていではなかったと思います。

その後も園は施設、設備も少しずつ改善されてきているようです。

園祭の折には地域の方々には何かといろいろ協力して頂いて、大変感謝しております。

障害者自立支援法の施行で施設も変わってきました。

現在、精明園の施設利用者は87名です。ケアホームでは40名の方々が頑張っている。

篠山市内にもうどん店（明峰庵）が2店舗もでき利用者は本当に良く頑張っています。

元気で働いている利用者を見るたび嬉しく思います。

最近とくに感じる所は、利用者の高齢化が進み体力の低下が目立ってきました。保護者も高齢になり身体的にも低下し、「先のことを考えると心配になってきます」という声が聞こえてきます。

施設においては、個人にあった課題に取り組んではいただいておりますが、福祉の「原点に戻る」精神を基本に取り組んで頂きたい気持ちであります。

保護者の気持ちとしては、園の利用者が少しでも家庭に近い園生活が送れるように、願っております。

更に保護者も「家族会」を活発にして、積極的に園や職員とのコミュニケーションを図る努力が必要であるものと思います。



障害福祉にとって政治の影響を、もろに受けます。

何でも抑制しようとする今の傾向は、生きていくことそのものも抑制されかねません。希望を持てる制度の充実を願って皆さん協力していこうではありませんか。



実施事業

《施設入所支援事業》……………定員100名

中軽度（あゆみ）棟と重度（いづみ）棟に男女合わせて100名の利用者が生活されています。
夜間や休日、日常生活に必要な介護や支援を行っています。

《生活介護事業》……………定員97名

隣接する中央公園の花壇の管理や、古民家の庭の手入れ等を実施しています。

また、近隣の田畑を借り入れ、利用者の生きがいくくりとして、農作物の栽培等生産活動の機会を提供しています。



《就労移行支援事業》……………定員10名



ケアホーム入居者や在宅の知的障害者（特別支援学校卒業生等）の就労支援に向けた取り組みとして、特別養護老人ホーム丹寿荘の協力を得て、清掃業務委託作業を実施しています。園内では、民間企業からの委託作業を行っています。

また、民間企業へ出勤しての実習も行っており、利用者の就労及び定員に向けた支援を実施しています。

《就労継続支援事業（B型）》……………定員20名

篠山市内にうどんや丼物を中心とした「明峰庵」、定食、弁当を扱う「明峰庵駅前店」、地元県立高校の「売店」と「食堂」の経営を行い、就労の場を提供し、工賃を支給することにより、就労意欲の向上や、働くことへの喜びを感じていただけるよう支援しています。



《共同生活介護・共同生活援助事業》……………定員39名

各ケアホーム・グループホームのバックアップ施設として、世話人・夜間支援員を配置し、当園サポート体制を確立し、入居者の生活を援助しています。

《自立訓練事業》……………定員10名

日常生活に必要な社会生活能力を高めるため、調理実習、買い物、公共交通機関利用などの訓練を行っています。合わせて委託作業を実施しています。

ご存じですか？
保険ミニ知識

あなたの生命保険は、 「高い買い物」になっていませんか？

人は生活するうえで、さまざまな経済的リスクを抱えており、そのリスクに備える為に生命保険を活用されていることは皆さんご存知だと思います。

しかし、何人の方が、ご自分の目的にあった保険に加入出来ているのでしょうか？

毎月口座から引き落とされている掛け金……。月々にしてみれば、負担は少ないように思えるかもしれませんが、仮に毎月3万円の掛け金を支払っていると仮定し、30年間掛け続けた場合には3万円×12ヶ月＝36万円、36万円×30年間＝1,080万円。意外と高額な保険料を払い込むことになるのです。だからこそ、ぜひ中身を吟味したいものですね。

では、自分に合った保険はどのように選べば良いのでしょうか？生活費、教育費、住宅費、老後資金……。等々の必要資金を算出し、その上で、保険を検討する必要があります。それでも、やっぱり保険は難しい。そのためには、真の生命保険のプロであるプランナーと一緒に考え、あなたの目的にあった生命保険を吟味して、ご加入していただきたいと思います。

あなたに合った保険選びは、ぜひお気軽に、(株)ワイドホケンセンターまでご相談下さい。

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-19 東洋ビル3F
TEL 078-331-6751 FAX 078-331-6752 担当：長谷川

この広告は商品の概要をお伝えしています。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

Z012-0908N07

知的・発達障がいのある方々と、その ご親族のための保険ができました。

ぜんちの **あんしん保険**
少額短期健康総合保険(無告知型)

「ぜんちのあんしん保険」は医療、損害、生命保険の3種類の保障内容を備えた少額短期保険。充実した保障をより少ない保険料でお届けします。大切なお子様のために、もう「入れる保険がない」と心配することはありません。また、お子様とご一緒にご親族の方もご加入いただけます。

詳しい資料のご請求は
右記までお願いします。

○募集代理店



(株)ワイドホケンセンター

TEL 078-331-6751(代)

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19 東洋ビル3階

○引受保険会社



ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

知的障害者福祉総合補償制度 (普通傷害保険)

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

取扱い代理店 (有)ウェルフェアサービス

〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL:03-3631-9225
FAX:03-3631-9247

引受保険会社 エース損害保険(株) 東京支店

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
TEL:03-6212-7410
FAX:03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は……

Dg デジタルグラフィック株式会社

●記念誌 ●社内報 ●カタログ ●チラシ ●プライベートカード
●スクラッチ ●カラー年賀状 ●その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1

TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001

[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] http://www.dgdg.co.jp/

L1010502

編集後記

☆ 神戸・淡路大震災から15年経過しました。私事でありますが、自宅も半壊で、この年に実母を亡くしましたので、今までの人生の中で辛い年でもあります。

2月9日(火)に県民会館で行われた家族会大会での各かぞくねっとの会長さん方の体験談は、我々の身に置き換えていただいたような充実したお話でした。シンポジストの方の言われていた3つのステップは皆様が体験してこられたことです。本当に良い時間が過ごせたと思います。

さて、民主党も期待していたこととは何か反対の方向にいつてしまっているような気がします。少しでも確実な障害者のための法の改正を願い、皆様とともに活動していけたらと思っています。(M.T)

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00~4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL : http://zenshiren.web.fc2.com/

●お詫びと訂正

ひょうごかぞくねっと24号の「ひょうごかぞくねっとのあゆみ」の記事の中で阪神淡路大震災の年が間違って平成6年になっていました。大変申し訳ありません。平成7年に訂正してお詫び申し上げます。

広報委員会

委員長 蔵屋 健夫

委員 呉 珀華・今井サチ子・山口 静子
高嶋美喜子・弓場 俊幸

事務局 南波 孝子・丸岡 啓子・高橋 徹

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》